

よくあるご質問（7月30日時点）

Q1：払っている料金がすべて無償化になりますか？

A1：給食費、教材費、送迎費、行事参加費など無償化の対象とならない費用があります。また、保育料と上記の保育料以外の徴収金の領収書の交付が必要となります。

Q2：無償化の対象施設となるための手続きは必要ですか？

A2：保育所、小規模保育、認定こども園（保育所として利用）は、手続きは不要です。

認定こども園（幼稚園として利用）、新制度の私立幼稚園、公立幼稚園の預かり保育事業については、市へ「確認申請」の手続きが必要となります。新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育施設についても、市へ「確認申請」の手続きが必要となります。

申請内容については、県に届け出した内容に加え、利用料、実費の徴収、領収書の交付などが追加される予定となっております。

Q3：利用料について、必ず保育料と保育料以外の領収書の交付が必要ですか？

A3：保育料が無償化となりますので、保育料以外の経費と分けて領収書の交付が必要となります。保育料以外の経費についても給食費、教材費、送迎費など分けて領収書の交付が必要となります。なお、「確認申請」の際に報告した利用料と領収書の金額が異なっていた場合、いずれかの書類が虚偽と扱われることとなりますので、ご注意ください。

※誤って報告した場合、いずれか正しい金額に修正していただきます。

虚偽の報告を行った場合は、無償化対象施設の取り消しを行うこととなります。

Q4：保育料について、無償化対象と対象外で設定することは可能ですか？

A4：保育の質・量などで保育料が設定されることが原則となりますので、無償化対象と対象外で保育料に差をつけることはできません。また、無償化対象外のみ施設独自の軽減措置も認められません。

Q5：給食費は必ず実費徴収が必要ですか？

Q5：弁当又は施設が費用負担する場合は徴収の必要はありません。
※保護者からの徴収金を一切使用しない場合に限りです。

Q6：給食費の料金設定を市にお願いできますか？

Q6：給食費は施設が実費徴収できる費用として定められており、実際の給食費に掛かる食材料費の経費を把握している施設で料金設定することが適当だと考えます。よって、料金設定ではなく相談などアドバイスすることは可能です。